

大正九年七月刊行

臨時戸口調査例規篇

關東廳臨時戸口調査部

1386

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

臨時戸口調査例規篇 目次

○關東廳臨時戸口調査令	一頁
○關東廳臨時戸口調査令施行細則	五
○關東廳臨時戸口調査令施行細則水面特別規程	二四
○關東廳臨時戸口調査戸別帳及世帯票記入心得	二七
世帯	二七
世帯主及世帯ノ管理者	二七
常住者及一時現在者	二七
戸別帳	二八
世帯票	二九
欄外ノ記入	二九
署名、監督區番號、調査區番號	二九
世帯ノ所在地	二九
世帯ノ番號	三〇

住家ノ種類	三〇
準世帯ノ種類及名稱	三〇
人員合計	三〇
日附及捺印	三一
欄内ノ記入	三一
氏名	三一
世帯ニ於ケル地位	三一
男女ノ別	三一
出生ノ年月日	三一
配偶ノ關係	三一
職業	三一
職業名	三四
職業上ノ地位	三五
職業上ノ扶養關係	三六
兵役、兵種及階級	三六

讀ミ書キノ程度	三九
日本語及支那語ヲ解スル程度	三九
不具ノ種類及原因	四〇
阿片煙吸食	四〇
民籍又ハ國籍	四〇
出生地	四一
來住ノ年	四一
常住地	四一
行先地	四一
○臨時戸口調査世帯票検査手續	四二
一般ノ心得	四二
欄外ノ検査	四二
署名、監督區番號、調査區番號	四二
世帯ノ所在地	四三
世帯番號	四三

住家ノ種類	四三
準世帯ノ種類及名稱	四三
人員合計	四四
年月日及調査委員	四四
欄内ノ検査	四四
氏名	四四
世帯ニ於ケル地位	四四
男女ノ別	四五
出生ノ年月日	四五
配偶ノ關係	四五
本業ノ業名	四五
本業ノ地位	四六
扶養關係	四六
副業ノ業名	四六
兵役、兵種及階級	四六

副業ノ地位	四七
讀ミ書キノ程度	四七
日本語又ハ支那語ヲ解スル程度	四七
不具ノ種類	四七
不具ノ原因	四八
阿片煙吸食	四八
民籍又ハ國籍	四八
出生地	四八
來住ノ年	四八
常住地	四九
行先地	四九
○臨時戸口調査監督委員心得	五〇
○臨時戸口調査調査委員心得	五一

附 録

- 國勢調査ニ關スル法律……………一
- 關東都督府臨時戸口調査部職制……………一
- 臨時戸口調査部處務規程……………二
- 關東廳臨時戸口調査評議員會規則……………四

六

1392

○關東廳令第五號

關東廳臨時戶口調查令左ノ通定ム

大正九年三月三日

關東長官 男爵林

權 助

關東廳臨時戶口調查令

第一條 大正九年十月一日午前零時ノ現況ニ依リ現在者及常住者ニ就キ臨時戶口調査ヲ施行ス
其ノ調査事項左ノ如シ

- 一 氏 名
- 二 世帯ニ於ケル地位
- 三 男女ノ別
- 四 出生ノ年月日
- 五 配偶ノ關係
- 六 職業其ノ地位及扶養關係
- 七 讀ミ書キノ程度
- 八 日本語又ハ支那語ヲ解スル程度
- 九 不具ノ種類及原因

各別世帯トシテ

(十) 阿片煙吸食(支那人ニ限ル)

十一 民籍又ハ國籍

十二 出生地

(十三) 來住ノ年(日本人ニ限ル)

(十四) 常住地又ハ行先地

十五 兵役、兵種及階級(日本人ニ限ル)

第三條 前條ノ調査ハ調査委員各世帯ニ就キ之ヲ執行ス本令ニ於テ世帯ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同シ

寄宿舎、病院、旅店、下宿屋其ノ他家計ヲ共ニセサル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセサルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ス

第三條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ調査委員ニ對シ其ノ世帯内ニ於ケル現在者及常住者ニ付第一條ノ各事項ヲ答申スルノ義務アルモノトス

世帯主又ハ管理者欠缺シ若ハ不在ナルトキハ調査委員答申義務者ヲ指定ス

第四條 調査ヲ分チテ準備調査、本調査ノ二トシ準備調査ハ大正九年九月五日ヨリ同月三十日迄ニ、本調査ハ同年十月一日ヨリ同月五日迄ニ之ヲ施行ス

天災事變^等ハ爲前項ノ期間内ニ調査スルコト能ハサルトキハ事故ノ止ミタル後直ニ之ヲ施行ス
第五條 大正九年十月一日午前零時ニ現在シタル者ニシテ何レノ世帯ニ於テモ本調査ヲ受ケサ
リシ者ハ同月四日迄ニ其ノ旨最寄ノ警察官吏派出所ニ申出ツヘシ

第六條 調査委員各世帯ニ就キ調査執行ノ際ハ別ニ定ムル處ノ徽章ヲ佩用ス

第七條 民政署、同支署及警務署同支署ニ委員長、副委員長、民政署ニ限リ之ヲ置ク監督委員及調査委員ヲ置ク

委員長ハ民政署長、同支署長及警務署長、同支署長ヲ以テ之ニ充ツ

副委員長、監督委員及調査委員ハ關東廳所屬官廳ノ職員及地方ノ事情ニ通曉セル者ノ中ヨリ

民政署長又ハ警務署長ノ推薦ニ依リ關東長官之ヲ命ス

第八條 調査事務協議ノ爲民政署、同支署及警務署、同支署ニ參事ヲ置ク

參事ハ公私團體ノ職員及學識名望アル者ノ中ヨリ民政署長又ハ警務署長ノ推薦ニ依リ關東長官之ヲ命ス

第九條 民政署長及警務署長ハ本調査ノ期間ニ人口分布ノ常態ニ激變ヲ來スノ虞アリト認メタ

ルトキハ祭典、共進會等ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十條 調査委員各世帯ニ就キ調査ノ際ハ第一條ノ事項ノ外尋問スルコトヲ得ス

第十一條 臨時戸口調査ニ従事シタル者ハ其ノ調査ニ依リ知得シタル個人ニ關スル事項ハ如何ナル場合ト雖之ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十二條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計、威力ヲ用キテ調査ヲ妨害シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 調査ヲ忌避シタル者、調査委員ノ尋問ニ對シ答申ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ答申ヲ爲シタル者及第九條ノ命令ニ従ハサル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 第十一條ノ規定ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

○關東廳訓令第三十八號

民 政 部

臨時戸口調査部

民 政 署

關東廳臨時戸口調査令施行細則左ノ通定ム

大正九年六月二十二日

關東長官 山 縣 伊 三 郎

關東廳臨時戶口調查令施行細則

第一條 臨時戶口調查部長ハ關東長官ノ命ヲ承ケ臨時戶口調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第二條 委員長ハ臨時戶口調査部長ノ命ヲ承ケ其ノ部内ニ於ケル臨時戶口調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第三條 監督委員ハ委員長ノ指揮監督ヲ承ケ監督區内ニ於ケル臨時戶口調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第四條 調査委員ハ委員長又ハ監督委員ノ指揮監督ヲ承ケ調査區内ニ於ケル臨時戶口調査ヲ執行ス

第五條 民政署長、同支署長、警務署長、同支署長ハ其ノ署職員中ヨリ二人又ハ三人ノ臨時戶口調査事務主任ヲ定メ其ノ官職、氏名ヲ大正九年六月二十五日迄ニ臨時戶口調査部長ニ報告スヘシ

第六條 委員長ハ左ノ各號ニ依リ其ノ部内ニ調査區及監督區ヲ設定スヘシ

一 調査區ハ一調査委員ノ一日中ニ本調査ヲ執行シ得ルヲ程度トシ成ルヘク獨立ノ名稱ヲ有スル屯、街、町、丁目等ノ區域ニ依ルヘシ但シ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、道路等ノ

五

1397

明確ナル境界ニ依ルヲ要ス

二 陸海軍ノ部隊、艦船、監獄及水面ニ付テハ前號ニ依ラス便宜之ヲ獨立ノ調査區ト爲スコトヲ得

三 監督區ハ一監督委員ノ監督事務ヲ執行シ得ルヲ程度トシ若干調査區ヲ合シタル區域ニ依ルヘシ

調査區ニハ一監督區毎ニ、監督區ニハ民政署、同支署、警務署、同支署毎ニ各通シ番號ヲ附スヘシ

第七條 委員長ハ第一號様式ノ臨時戸口調査區劃表ヲ作成シ大正九年六月三十日迄ニ之ヲ臨時戸口調査部長ニ報告スヘシ

第八條 民政署長及警務署長ハ大正九年七月五日迄ニ參事、監督委員及調査委員ト爲スヘキ者ノ氏名(官職アル者ハ其ノ官職名トモ)ヲ關東長官ニ具申スヘシ

監督委員及調査委員ノ員數ハ監督區及調査區ノ數ニ相當スル外若干ノ豫備ヲ見込ミ具申スルヲ要ス

第九條 委員長ハ參事、監督委員及調査委員ノ任命アリタルトキハ之ニ臨時戸口調査徽章及臨時戸口調査例規篇ヲ交付スヘシ

第十條 委員長ハ參事ト協議シ集會其ノ他適當ノ方法ニ依リ其ノ部内ニ臨時戸口調査ノ趣旨ノ普及ヲ圖ルヘシ

第十一條 委員長ハ大正九年八月中ニ於テ監督委員及調査委員ヲ招集シ臨時戸口調査事務ニ關スル訓練ヲ爲スヘシ

前項ニ依リ訓練會ヲ開催スルトキハ豫メ其ノ日時ヲ臨時戸口調査部長ニ報告スヘシ

第十二條 委員長ハ大正九年八月二十日迄ニ監督委員及調査委員ニ其ノ擔當區ヲ指定スヘシ但シ擔當區ヲ指定セサル者ニ對シテハ豫備員タル旨ヲ通告スルヲ要ス

擔當區ヲ指定シタル監督委員又ハ調査委員ニ缺員ヲ生シタルトキハ豫備員ヲ以テ速ニ之ヲ補充スヘシ

第十三條 委員長ハ第二號様式ニ依リ監督委員及調査委員配置名簿ヲ作成シ臨時戸口調査部長ニ報告スヘシ其ノ異動ヲ生シタル場合亦同シ

第十四條 委員長ハ大正九年八月中ニ於テ警察官吏派出所備附ノ戸口調査簿ヲ基トシ別ニ定ムル戸別帳及世帯票記入心得ニ依リ第三號様式ノ戸別帳ニ左ノ各號ノ事項ヲ記入スヘシ但シ戸口調査簿ニ依リ知り難キ事項ハ記入ヲ要セス

一 世帯ノ所在地

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp/>

毎ニ世帯番號簿甲乙二冊ヲ作成スヘシ

第十七條 委員長ハ大正九年九月一日ヨリ同月四日迄ノ間ニ於テ擔當區ヲ指定シタル監督委員及調査委員ニ左ノ各號ノ簿冊及用紙ヲ交付スヘシ

○監督委員ニ交付スヘキモノ

一 世帯番號簿(乙)

各調査區毎ニ一冊

二 和漢洋年號對照表

一枚

三 職業類別表

一枚

○調査委員ニ交付スヘキモノ

一 世帯番號簿(甲)

一冊

二 戸別帳

一冊

三 世帯番號札用紙

調査區内ノ世帯概數ノ約一割

四 戸別帳用紙

調査區内ノ世帯概數ノ約一割

五 世帯票用紙

調査區内ノ世帯概數ニ約二割ヲ加ヘタル數

六 調査委員要計表用紙

調査區内ノ屯、街、町、丁目數ニ約三割ヲ加ヘタル數

七 調査委員送致目錄用紙

三枚

八 和漢洋年號對照表

一枚

九 職業類別表

一枚

世帯票用紙ハ第六號様式、調査委員要計表用紙ハ第七號様式、調査委員送致目錄用紙ハ第八號様式ニ依ル

第十八條 監督委員及調査委員前條ノ用紙ニ不足ヲ生シタルトキハ直ニ委員長ニ請求シ委員長ハ速ニ之ヲ補給スヘシ

第十九條 監督委員又ハ調査委員世帯番號簿ノ交付ヲ受ケタル後ニ於テ世帯番號札ノ貼附漏又ハ轉入、新設等ノ世帯アルコトヲ發見シタルトキハ順次ニ「第何號ノ二」、「第何號ノ三」等トシテ新ニ番號札ヲ貼附シ同時ニ之ヲ番號簿ニ追記シ備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
移轉又ハ解散等ノ爲缺號トナリタルトキハ世帯番號簿ニ斜線ヲ畫シ備考欄ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ其ノ發見者カ監督委員ナルト調査委員ナルトヲ問ハス互ニ之ヲ通報シ雙方ノ世帯番號簿ヲ訂正シテ一致セシムルヲ要ス

第二十條 調査委員ハ大正九年九月五日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ準備調査トシテ世帯番號簿及戸別帳其ノ他用紙等ヲ携帶シ豫定ノ順路ニ從ヒ各世帯ニ就キ一人毎ニ各事項ヲ調査シ戸

別帳及世帯票記入心得ニ依リ之ヲ戸別帳ニ記入スヘシ但シ第十四條ニ依リ既ニ戸別帳ニ記入シタル事項ニシテ事實相違ノモノアルトキハ之ヲ加除訂正スルヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ常住者ノミヲ調査シ一時現在者ハ之ヲ調査スヘカラス但シ十月一日午前零時以後迄滞在スヘキ者ナルトキハ便宜之ヲ調査シ置クヘシ

第二十一條 調査委員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ世帯主又ハ世帯ノ管理者ニ對シ來十月一日ヨリ同月五日迄ノ間ニ於テ本調査トシテ再ヒ來ルヘキニ付十月一日午前零時ニ來客其ノ他一時的ノ現在者アル場合ハ各事項ヲ漏レナク聴キ置クヘキ旨ヲ告ケ置クヘシ

第二十二條 調査委員ハ準備調査ノ際陸海軍ノ部隊、艦船、監獄、寄宿舍、病院、旅店、下宿屋等ニシテ戸別帳ノ調製ナキ世帯ニ付テハ便宜其ノ管理者ニ戸別帳用紙ヲ交付シ詳細ニ調査方ヲ說示シテ各事項ノ記入ヲ委嘱スルコトヲ得

前項ノ委嘱ヲ爲ス場合ハ戸別帳用紙欄外ノ各事項ハ調査委員ニ於テ豫メ之ヲ記入ノ上交付スルヲ要ス

第二十三條 調査委員ハ大正九年十月一日ヨリ同月五日迄ノ間ニ於テ本調査トシテ世帯番號簿及戸別帳其ノ他用紙等ヲ携帶シ各世帯ニ就キ十月一日午前零時ノ現狀ヲ調査シ之ヲ世帯番號簿及戸別帳ト對照シ相違スルモノアルトキハ戸別帳ヲ加除訂正スヘシ

前條ニ依リ記入ヲ委囑シタル戸別帳用紙ハ世帯ノ管理者ヨリ之ヲ受領シ誤記等ノ有無ヲ調査
ノ上世帯番號順ニ依リ之ヲ戸別帳ニ編綴スルヲ要ス

第二十四條 天災事變ノ爲關東廳臨時戸口調査令第四條第一項ノ期間ニ本調査ヲ執行スルコ
ト能ハサルトキハ委員長ハ同條第二項ニ依リ其ノ事故ノ止ミタル後直ニ之ヲ執行セシメ其ノ
旨臨時戸口調査部長ニ報告スヘシ

前項ニ依リ調査ヲ執行スル場合ニ於テモ其ノ調査スヘキ事實ハ大正九年十月一日午前零時ノ
現在ニ依ルモノトス

第二十五條 調査委員ハ準備調査又ハ本調査ヲ完了シタル都度其ノ旨速ニ監督委員ニ報告スヘ
シ

第二十六條 監督委員ハ前條ノ報告ヲ受ケタル都度各調査區別ニ完了ノ月日及成績ノ概況ヲ記
シ委員長ニ報告スヘシ

第二十七條 委員長ハ前條ノ報告ヲ受ケタル都度各監督區別ニ完了ノ月日及成績ノ概況ヲ記シ
臨時戸口調査部長ニ報告スヘシ

第二十八條 調査委員ハ本調査ニ依リ完成シタル戸別帳ヲ基トシ戸別帳及世帯票記入心得ニ依
リ一世帯毎ニ世帯票ヲ調製スヘシ

第二十九條 調査委員世帯票ヲ調製シタルトキハ逐一戸別帳ト對照シ誤記、重複又ハ脱漏等アルトキハ之ヲ加除訂正シタル上世帯番號順ニ編綴シ調査委員要計表及調査委員送致目錄ヲ添ヘ大正九年十月十五日迄ニ之ヲ監督委員ニ送致スヘシ

戸別帳及關係書類ハ前項ノ手續ヲ終リタル後別ニ之ヲ一括シテ速ニ監督委員ニ送致スヘシ

第三十條 監督委員前條第一項ノ書類ヲ受領シタルトキハ別ニ定ムル世帯票検査手續ニ依リ世帯票ヲ検査シ誤記、重複又ハ脱漏等アルトキハ調査委員ヲシテ之ヲ加除訂正セシメ調査委員要計表ハ検査ノ上之ニ署名捺印シ第九號様式ノ監督委員送致目錄ヲ添ヘ大正九年十月二十五日迄ニ之ヲ委員長ニ送致スヘシ

前條第二項ノ書類ヲ受領シタルトキハ自己ノ使用シタル世帯番號簿(乙)ト共ニ之ヲ所管ノ民政署長、同支署長、警務署長、同支署長ニ送致スヘシ

第三十一條 委員長前條第一項ノ書類ヲ受領シタルトキハ第十號様式ノ委員長送致目錄ヲ添ヘ大正九年十月三十日迄ニ之ヲ臨時戸口調査部長ニ送致スヘシ

民政署長、同支署長、警務署長、同支署長前條第二項ノ書類ヲ受領シタルトキハ大正十二年三月末日迄之ヲ保存スヘシ

第三十二條 委員長、監督委員及調査委員ハ前各條ニ依リ調査書類ヲ送致スルニ當リ其ノ包裝

及遞送ノ方法ニ注意シ紛失、毀損又ハ遲滯等ノ虞ナキヲ期スヘシ
第三十三條 關東廳臨時戸口調査令第五條ニ依リ警察官吏派出所ニ於テ調査脫漏ノ申出ヲ受ケ
タルトキハ直ニ世帶票ヲ作成シ直接之ヲ臨時戸口調査部長ニ送致スヘシ但シ世帶票中監督區
番號、調査區番號及世帶番號ノ各欄ニハ斜線ヲ畫シ、調査委員ノ下ニハ其ノ派出所名及取扱者
ノ官職、氏名ヲ記シ捺印スルヲ要ス

(第一號樣式)

○臨時戸口調査區劃表

何々署

考 備	區 督 監 四 第	區 督 監 三 第	區 督 監 二 第	區 督 監 一 第	區 督 監 名 區
	面 港 何 一 區 水 々	南 何 何 西 派 派 部 出 出 所 所 ノ 及	管 何 內 派 一 出 區 所	內 派 直 一 出 轄 區 所 及 管 何	監 督 區 域
	合 計	合 計	合 計	合 計	調 査 區 名
	第一調査區 第二調査區 第三調査區 何々以北	第一調査區 第二調査區 第三調査區 何々以北	第一調査區 第二調査區 第三調査區 何々以北	第一調査區 第二調査區 第三調査區 第四調査區 第五調査區 何々宿舎	何町及何町一丁目、二丁目 何町三丁目、四丁目 何屯及何屯 何街何街及何屯 何兵營 何々宿舎
	世帯概數	世帯概數	世帯概數	世帯概數	世帯概數
	人口概數	人口概數	人口概數	人口概數	人口概數

一五

8061

1407

何々署

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.iacar.go.jp/>

(表)

							氏名
							二 地位ニ世帯
							三 別ノ女男
月	月	月	月	月	月	月	四 出生ノ年月日
日	日	日	日	日	日	日	五 係屬ノ偶配
年	年	年	年	年	年	年	六 業名
							七 地位
							八 扶養關係
							九 業名
							十 地位
							十一 度ノ書讀ミ
							十二 程度解那又日ハ本語スルチ支語
							十三 種類
							十四 原因
							十五 食吸煙片阿
							十六 國籍又ハ民籍
							十七 地生出
							十八 年ノ住來
							十九 地住常
							二十 地先行

(第三號様式)

(戸別帳用紙)

所在地	世帯	市名	町名	字名	丁目
-----	----	----	----	----	----

世帯	第	號
----	---	---

種類	住家
----	----

及ノ準世帯	種類
-------	----

(裏)

										氏名	
										二	地位ニ世 ル於帯
										三	別ノ女男
月 日	年	月 日	年	月 日	年	月 日	年	月 日	年	四	出生ノ 年月日
										五	係關ノ偶配
										六	業名 地位
										七	業名 地位
										八	業名 地位
										九	業名 地位
										十	業名 地位
										十一	度ノ書讀 程キミ
										十二	程解那又日 度ス語ハ本 ルヲ支語
										十三	種類
										十四	原因
										十五	食吸煙片阿
										十六	國籍
										十七	地生
										十八	年ノ住來
										十九	地住常
										二十	地先行

1410

120

日調査調査委員

(第七號樣式)

署 名 (第何監督區 第何調查區 調查委員要計表)

會(市)名屯村(町)名字名(何丁目)

一世帶數

種 類	日 本 人										支 那 人	外 國 人
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
常 住 現 在 者												
一 時 不 在 者												
一 時 現 在 者												

右之通相違無之候也

大正九年十月 日

右検査候處相違無之候也

備考 此ノ要計表ハ屯、村、町又ハ丁目別ニ調製スヘキモノトス

(第八號樣式)

何 署 (第何監督區 第何調查區 調查委員送致目錄)

一世帶票

何 通

二

調査委員 氏 氏
監督委員 氏 氏
名 名
印 印

1413

一 要 計 表

一世帶番號簿(甲)

右送致候也

大正九年十月 日

何 冊 三
壹 枚

調査委員 氏 名^印

(第九號様式)

何 署 第何監督區監督委員送致目錄

調 査 區 名	世 帶 票 通 數	調 査 委 員 票 計 表 枚 數	世 帶 番 號 簿 冊 數	調 査 委 員 送 致 目 録 枚 數
第 一 調 査 區				
第 二 調 査 區				
第 三 調 査 區				
何				
何				
何				
總 計				

右送致候也

大正九年十月 日

監督委員 氏 名^印

(第十號様式)

何 署 委員長送致目錄

監督區名	世帯票括數	調査委員要計表枚數	世帯番號簿冊數	調査委員送致目錄枚數	監督委員送致目錄枚數
第一監督區					
第二監督區					
第三監督區					
第四監督區					
第五監督區					
何々					
何々					
何々					
總計					

右送致候也

大正九年十月 日

○關東廳訓令第三十九號

委員長 氏

名印

民 政 部
臨時戸口調査部
政 署

關東廳臨時戸口調査令施行細則水面特別規程左ノ通定ム
大正九年六月二十二日

關東長官 山縣伊三郎

二三

1415

關東廳臨時戸口調査令施行細則水面特別規程

第一條 水面ニ於ケル臨時戸口調査ハ本令ニ依リ執行スヘシ但シ本令ニ規定ナキ事項ハ關東廳臨時戸口調査令施行細則ニ依ルヘシ

第二條 獨立ノ水面調査區ニハ調査委員二人以上ヲ置クコトヲ得

第三條 獨立ノ水面調査區又ハ水面ヲ包含スル調査區ノ調査委員ニハ關東廳臨時戸口調査令施行細則第十七條ノ簿冊及用紙ノ外左ノ各號ノ用紙ヲ交付スヘシ

一 調査不要票用紙

世帯ナキ舟筏ノ概數ニ約五割ヲ加ヘタル數

二 準備調査濟票用紙

世帯アル舟筏ノ概數ニ約三割ヲ加ヘタル數

三 本調査濟票用紙

世帯アル舟筏ノ概數ニ約三割ヲ加ヘタル數

前項各號ノ用紙ハ第一號乃至第三號樣式ニ依ル

第四條 水面ニ於ケル準備調査ハ大正九年九月二十九日、同三十日ノ兩日間ニ之ヲ執行スヘシ
調査委員ハ碇泊セル舟筏ニ就キ世帯ノ有無ヲ調査シ世帯アルモノニ付テハ關東廳臨時戸口調査令第一條各號ノ事項ヲ調査シ之ヲ戸別帳用紙ニ記入シタル後船長又ハ船主等ニ交付シ本調査ノ際迄大切ニ保管スヘキ旨ヲ告ケ置クヘシ

前項ノ手續ヲ了シタルトキハ世帯ナキモノニ對シテハ「調査不要」票ヲ、世帯アルモノニ對シテハ「準備調査濟」票ヲ汽船ニ在リテハ検査證書ノ額面上ニ、戎克船等ニ在リテハ船員住室ノ上面ニ貼附スヘシ

第五條 調査委員ハ準備調査ノ際世帯番號簿ヲ調製シ其ノ乙號ハ之ヲ監督委員ニ送致スヘシ
世帯番號簿ノ番號ハ「準備調査濟」票ノ番號ノ順序ニ依ルヘシ

第六條 水面ニ於ケル本調査ハ大正九年十月一日ノ日出ヨリ日没迄ノ間ニ之ヲ執行スヘシ
調査委員ハ「準備調査済」票ノ貼附アル舟筏ニ就キ記入済戸別帳用紙ヲ回收シタル後一人毎ニ
十月一日午前零時ノ現狀ヲ調査シ之ヲ戸別帳用紙ノ記入事項ト照合シ相違アルモノハ其ノ事
項ヲ加除訂正スヘシ

前項ノ手續ヲ了シタル舟筏ニハ第四條第三項ニ準シ「本調査済」票ヲ貼附スヘシ
甲ノ調査區ニ於テ準備調査ヲ受ケタルモノニ對シ乙ノ調査區ニ於テ本調査ヲ執行シタル場合
ハ世帯番號簿ノ備考欄ニ其ノ旨ヲ記載シ置クヘシ

第七條 調査委員本調査ノ際「準備調査済」票又ハ「調査不要」票ノ貼附ナキ舟筏ヲ發見シタルト
キハ第四條及第六條ノ手續ヲ履行スヘシ

第八條 調査委員ハ舟筏ノ輻湊スル港灣、河川ニ於テハ港口其ノ他適當ノ場所ニ十月一日午前
零時ヨリ日没迄ノ間見張所ヲ設ケ入港スルモノニ對シテハ「調査不要」票ヲ貼附シ出港スルモ
ノニシテ「本調査済」票又ハ「調査不要」票ノ貼附ナキモノニ對シテハ第四條、第六條ノ手續ヲ
履行スヘシ

見張所ニ於テハ別ニ世帯番號簿ヲ調製シ本調査執行ノ順序ニ從ヒ番號ヲ附スルヲ要ス

(第一號樣式)

大正九年	月	日
調查	不	要
關	東	應

(紙 色 赤)

(第二號樣式)

大正九年十月一日
本調查濟
關東應

(紙 色 赤)

(第三號樣式)

署	第何監督區	第何調査區
準備	調査濟	第何號
大正九年九月	日	關東應

(紙 色 赤)

○關東廳臨時戶口調查戶別帳及世帶票記入心得(大正九年七月三日
關東廳訓令第四十三號)

世帶

世帶

- 一 世帶ニハ普通世帶、準世帶ノニアリ戶口調査令第二條第二項乃至第四項ニ該當スルモノヲ普通世帶トシ同條第五項ニ該當スルモノヲ準世帶トス
- 二 旅店、下宿屋等ニ在リテハ其ノ主人、家族及雇人等ノ一團ヲ一ノ普通世帶トシ旅客、下宿人等ノ一團ヲ一ノ準世帶トス

世帶主及世帶ノ管理者

世帶主及世帶ノ管理者

- 一 世帶主トハ普通世帶ニ於ケル世帶ノ主人ヲ謂フ
- 二 世帶ノ管理者トハ寄宿舎ノ舍監又ハ幹事、病院ノ院長、旅店、下宿屋等ノ主人、船舶ノ船長ノ如ク準世帶ノ管理者ヲ謂フ

常住者及一時現在者

常住者及一時現在者

- 一 常住者トハ常ニ其ノ世帶ニ住居スル者ヲ謂フ而シテ常住者ニハ調査ノ當時其ノ世帶ニ現在スルモノト不在ノモノトアリ前者ヲ常住現在者トシ後者ヲ一時不在者トス
- 二 一時現在者トハ其ノ世帶ノ常住者ニアラスシテ調査ノ當時偶其ノ世帶ニ現在スル者ヲ謂フ

記入心得

二七

1419

記入心得

二八

三 宿直、夜業等ノ爲官衙、會社、工場等ニ在リ若ハ買物、用達等ノ爲近隣ニ在リテ偶大正九年十月一日午前零時ヲ經過シタルモ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキ者ハ各其ノ世帯ノ現在者ト看做ス

四 來客、旅客等ノ一時現在者ニシテ近隣ニ外出シ偶大正九年十月一日午前零時ヲ經過シタルモ十月一日中ニ其ノ宿泊シタル世帯ニ歸ルヘキ者ハ各其ノ宿泊シタル世帯ノ一時現在者ト看做ス

戸別帳

戸別帳

一 戸別帳ハ臨時戸口調査令施行細則第十四條ニ依リ調製シ之ニ記載ナキ事項等ヲ準備調査ニ於テ補足シ然ル後本調査ニ於テ加除訂正ノ上完成スルモノトス

二 戸別帳ヲ加除訂正スヘキ主ナル事項左ノ如シ

一 追加スヘキモノ

出生、婚姻又ハ使用人雇入レ等ノ爲其ノ世帯ニ入リタル者及一時現在者アルトキ

二 抹消スヘキモノ

死亡、離婚又ハ使用人解雇等ノ爲其ノ世帯ヲ去リタル者アル場合

三 訂正スヘキモノ

1420

世帯票

職業名又ハ其ノ地位ニ變更ヲ來シタル場合、死亡者又ハ世帯ヲ轉出シタル者アリシ爲世帯ニ於ケル地位其ノ他ノ事項ニ變更ヲ生シタル等ノ場合

世帯票

一 世帯票ハ準備調査及本調査ニ依リ完成シタル戸別帳ヲ基トシ一世帯毎ニ之ヲ謄寫調製スルモノトス

二 世帯票ノ記入ニハ墨又ハ黒色「インキ」ヲ用キ其ノ字體ヲ明確ニ書スヘシ

三 誤記ヲ抹消スルニハ堅ニ二線ヲ劃スヘシ

四 記入ノ事項同キ場合ト雖「同」ノ字ヲ用ウヘカラス但シ氏名ノ「氏」「業名」及「地位」ニ限リ之ヲ用ウルモ妨ケナシ

欄外ノ記入

欄外ノ記入

一 戸別帳用紙又ハ世帯票用紙二枚以上ニ互ル世帯ニ在リテハ「世帯ノ所在地」「住家ノ種類」及「準世帯ノ種類及名稱」ノ三項ハ最初ノ一枚ノ外記入ヲ要セス

署名、監督區番號、調査區番號

○署名、監督區番號、調査區番號

一 本項ハ豫メ世帯票用紙全部ニ記入シ置クヘシ

世帯ノ所在地

○世帯ノ所在地

記入心得

記入心得

三〇

世帯番號

- 一 本項ハ會(市)、屯村(町)、字名(丁目)ニ止メ地番ヲ記入ヲ要セス
 - 二 舟筏ハ獨立調査區ヲ設ケタル水面ニ在リテハ港灣名又ハ河川名ヲ記入シ獨立調査區ヲ設ケサル水面ニ在リテハ「何港」又ハ「何川」何會何屯字何々地先」ト記入スヘシ
- 世帯番號

住家ノ種類

- 一 本項ハ世帯番號簿ト戸別帳トニ於ケル世帯主又ハ世帯ノ管理者ノ氏名ヲ對照ノ上記入スヘシ
- 二 世帯票用紙二枚以上ニ互ル世帯アルトキハ世帯番號左側ノ括弧内ニ其ノ枚數ヲ記入シ其ノ下ニ「一」「二」等ト其ノ順位ヲ記入スヘシ

準世帯ノ種類及名稱

人員合計

- 住家ノ種類
- 一 本項ハ普通ノ家屋ト異リタル舟筏、小屋掛、バラック、天幕張等ニ限り記入スヘシ
- 準世帯ノ種類及名稱
- 一 本項ハ準世帯ニ限リ旅店何屋、汽船何丸、何學校寄宿舍等ノ如ク記入スヘシ
- 人員合計
- 一 本項ハ世帯ノ全員ニ就キ之ヲ區別計算ノ上記入スヘシ但シ世帯票用紙二枚以上ニ互ル世帯ニ在リテハ最終ノ一枚ノミニ記入スヘシ

日附及捺印

○日附及捺印

一 本項ハ調査委員ニ在リテハ本調査執行ノ日、監督委員ニ在リテハ検査ノ日ヲ記入ノ上捺印スヘシ

欄内ノ記入

氏名

○氏名

一 本項ハ普通世帯ニ在リテハ左ノ順序ニ依リ記入シ夫妻ハ之ヲ竝ヘ記入スヘシ

一世帯主

二 直系尊屬親

三 直系卑屬親

四 傍系尊屬親

五 傍系卑屬親

六 其ノ他ノ家族

七 同居者

八 職業上ノ雇人

九 家事上ノ雇人

記入心得

三二

1423

十一 時現在者

二 準世帯ニ在リテハ寄宿舎ナレハ舎監、寄宿生、小使等ノ如ク、病院ナレハ職員、看護婦、患者等ノ如ク、客船ナレハ船長、船員、船客等ノ如キ順序ニ記入スヘシ

三 一旦記入ノ後加除訂正ノ場合ハ前二項ノ順序ニ依ルヲ要セス

四 出生後未タ命名セサル者ハ「名ツケス」ト記入シ氏名ノ明ナラサル者ハ其ノ通稱ヲ記入スルモ妨ケナシ

世帯ニ於ケル地位

○世帯ニ於ケル地位

一 世帯ニ於ケル地位トハ普通世帯ニ於テハ世帯主ニ對スル續柄、準世帯ニ於テハ世帯ニ於ケル關係ヲ謂フ

二 普通世帯ニ在リテハ世帯主ハ「世帯主」、其ノ配偶者ハ「夫」又ハ「妻」、其ノ他ノ親族ハ「祖父」「祖母」「父」「母」「長男」「長男ノ妻」「次女」「孫」「伯父」「伯母」「兄」「兄ノ妻」「姉」「姉ノ夫」「弟」「妹」、職業上ノ雇人ハ「職業雇」、家事上ノ雇人ハ「下男」「下女」「車夫」「馬丁」「乳母」「子守」、同居者ハ「同居者」、一時現在者ハ「來客」等ト記入スヘシ

三 同居者、雇人及一時現在者ハ親族關係アル者ト雖親族關係ヲ記サス「同居人」「職業雇」「下女」「下男」「來客」等ト記入スヘシ

四 準世帯ニ在リテハ「舍監」「寄宿生」「小使」「院長」「醫員」「事務員」「看護婦」「患者」「船長」「事務長」「水夫」「船客」「旅客」「下宿人」等ト記入スヘシ

男女ノ別

○男女ノ別

一 本項ハ男ナレハ「男」、女ナレハ「女」ト記入スヘシ

出生ノ年月日

○出生ノ年月日

一 本項ハ出生シタル實際ノ年月日ヲ記入スヘシ

二 出生ノ月日不明ナル場合ハ月又ハ日ノ上ニ「不明」ト記入シ年ノ不明ナル場合ハ千支等ニ依リ推定ヲ以テ「凡何歳」ト記入スヘシ

配偶ノ關係

○配偶ノ關係

一 本項ハ左ノ四種ニ別チ略語ヲ以テ記入スヘシ但シ十歳未満ノ者ハ何等記入ヲ要セス

一 未婚者ハ「未」

二 配偶者ハ「有」

三 死別者ハ「死」

四 離別者ハ「離」

二 内縁ノ夫妻ハ一般ニ之ヲ配偶者トシ支那人ニ在リテハ妾及妾アル男ハ配偶者ト看做ス

記入心得

三三

1425

記入心得

三四

職業

○職業

一 職業トハ一定ノ業務ニ従事シ之ニ收入ノ伴フモノヲ謂フ但シ土地、家屋又ハ有價證券等ノ財産ヨリ生スル收益、恩給、年金等ニ依リ生活スル者及救助ニ依ル者モ亦職業ニ準スルモノトス

二 職業ハ世帯主ハ勿論家族、雇人、同居者、來客等ニ至ル迄一人毎ニ悉之ヲ調査記入スルモノトス但シ家族、同居者等ニシテ自ラ職業ニ従事セス世帯主又ハ父兄等ニ扶養セララル者ハ其ノ扶養者ノ職業ヲ調査記入スヘシ

三 平常一定ノ職業アル者ハ一時業務ヲ休止シ居ル場合ト雖其ノ職業ヲ記入スヘシ

四 二種以上ノ職業アル者ハ其ノ收入ノ最多キモノヲ本業トシ之ニ次クモノヲ副業トス收入ノ多少明ナラサルトキハ従事スル時間ノ多キモノヲ本業トスヘシ

五 副業ハ主タルモノ一種ニ限り記入スルモノトス

六 季節ニ依リ職業ヲ轉換スルモノニ在リテハ調査ノ際現ニ營ミ居ラサルモノト雖二種以上ノ職業アルモノト看做ス

職業名

○職業名

一 職業名ハ農業、工業、商業、雜業、庶業等ノ如キ概括的名稱ヲ用キズ別ニ定ムル「職業類別表」

ノ細節ニ示ス程度ニ依リ記入スヘシ

二 酒屋、菓子屋、靴屋等ノ如ク工業ナリヤ商業ナリヤ紛ハシキモノハ「酒造業」「酒類請賣業」「菓子製造業」「靴製造職」等ト明ニ工業ト商業トヲ區別シ得ル様記入スヘシ但シ製造ト請賣トヲ兼スルモノニシテ製造ノ主ナル場合ハ「製造兼請賣」、請賣ノ主ナル場合ハ「請賣兼製造」ト記入スヘシ

三 官、公署ニ勤務スル者ハ其ノ官、公署ノ名稱及官職名ヲ記入スヘシ

四 農業中自作、小作ノ別アルモノハ職業名ノ下ニ「自作」「小作」「自作兼小作」ノ別ヲ記入スヘシ

○職業上ノ地位

一 職業上ノ地位トハ獨立シテ職業ヲ營ムモノト從屬シテ職業ヲ行フモノトノ區別ヲ謂フ而シテ從屬者中ニハ人ヲ使フ者ト單ニ人ニ使ハルル者トノ二種アリ

二 獨立者ハ「頭取」「社長」「店主」「支店長」「棟梁」「親方」等、人ヲ使フ從屬者ハ「支配人」「番頭」「事務長」「技師長」「工場監督」「職工長」等、人ニ使ハルル從屬者ハ「作男」「職工」「小僧」「丁稚」「徒弟」等ノ如ク一般ノ稱呼ニ依リ記入スヘシ若シ一般ノ稱呼ナキモノハ獨立者ハ「業主」、人ヲ使フ從屬者ニ在リテハ家族ノ場合ハ「使フ家族」、雇人ノ場合ハ「使フ雇人」、人ニ使ハルル從

記入心得

三五

養育費

記入心得

三六

屬者ニ在リテハ家族ノ場合ハ「手助家族」雇人ノ場合ハ單ニ「雇人」ト記入スヘシ

三 文武官、公吏、囑託、雇傭員等ニ在リテハ「何々局長」「何々課長」「第何師團長」「第何師團第何聯隊副官」又ハ「何々課員」「若ハ「給仕」「小使」等ト記入スヘシ

四 財産及恩給等ノ生活者並救助ニ依ル者等（「職業類別表」ノ第九款）ニハ總テ斜線ヲ畫スヘシ

職業上ノ扶養關係

○職業上ノ扶養關係

一 職業上ノ扶養關係トハ自ラ職業ニ從事スル者ト自ラ職業ニ從事セサル老幼婦女及僕婢等ノ如キモノトノ區別ナリ前者ヲ扶養者トシ後者ヲ被扶養者トス而シテ扶養者ニハ「扶」ト記入シ被扶養者ニハ斜線ヲ畫スヘシ

兵役、兵種及階級

○兵役、兵種及階級

二 財産及恩給等ノ生活者（「職業類別表」ノ第三八項）中直接其ノ收入ヲ受クル者ニハ「扶」ト記入シ之ニ扶養セラルル者及救助ニ依ル者等（「職業類別表」第三九項）ニハ總テ斜線ヲ畫スヘシ

二 兵役ノ種類ハ左ノ區別ニ依ル

現役歸休兵

豫備役

後備役

第一國民兵役

海軍豫備員

三 兵種ハ左ノ區別ニ依ル

陸軍

憲兵

騎兵

工兵隊兵

電信隊兵

氣球隊兵

自動車隊兵(軍用自動車試験班ニ於テ操縦術ヲ習得シタル者ヲ含ム)

砲兵輸卒

衛生部

軍樂部

海軍

記入心得

補充兵役

六週間現役終了

歩兵

砲兵(砲兵助卒ヲ含ム)

鐵道隊兵

航空隊兵

輜重隊兵

輜重輸卒

經理部

獸醫部

記入心得

兵科

軍醫科

主計科

造機科

水路科

船匠科

四 階級ハ左ノ區別ニ依ル

陸軍

大將

佐官(大、中、少)及同相當官

准尉

曹長及同相當官

伍長及同相當官

海軍

將官(大、中、少)

機關科

藥劑科

造船科

造兵科

軍樂科

看護科

將官(中、少)及同相當官

尉官(大、中、少)及同相當官

特務曹長及同相當官

軍曹及同相當官

兵卒(上等兵、一、二等卒)及各部兵卒

佐官(大、中、少)

三八

1430

朝鮮人、台湾人、
南洋人、
その他

日本語及本那
語ヲ解スル程
度
讀ミ書キノ程
度

語入心得

○日本語(内地語)、支那語ノ兩語ハ

支那語ハ.....「支」

日本語(内地語)ハ.....「日」

- 一 本項ハ自己ノ氏名ヲ書キ得ルト否トヲ程度トジ書キ得ルモノニ限り「能」ト記入スヘシ
- 日本語及支那語ヲ解スル程度
- 一 本項ハ日用ノ事ヲ辨スルト否トヲ程度トシ日本人(臺灣人ヲ除ク)ニ就テハ支那語、支那人ニ就テハ日本語(内地語)、外國人ニ就テハ日本語又ハ支那語、若ハ日本語、支那語ノ兩語ヲ解スルモノニ限り左ノ略語ヲ以テ記入スヘシ

- 讀ミ書キノ程度
- 一 尉官(大、中、少)
- 准士官
- 海軍豫備佐官(中、少)
- 海軍豫備特務士官
- 海軍豫備下士官(一、二、三等)
- 兵(一、二、三、四等)
- 特務士官(大、中、少)
- 下士官(一、二、三等)
- 海軍豫備尉官(大、中、少)
- 海軍豫備准士官

記入心得

四〇

不具ノ種類及原因
○不具ノ種類及原因

一 本項ハ盲(兩眼共全ク見得サル者)、雙啞(全ク聞エス話シ得サル者)及衆人ノ認メテ瘋癲又ハ白痴トナス者ノ四種ニ限リ左ノ略語ヲ以テ記入スヘシ但シ老衰ニ因スルモノハ不具ト看做サス

盲ハ.....	「盲」	生來.....	「生」
種雙啞ハ.....	「啞」	原疾病.....	「疾」
類瘋癲ハ.....	「瘋」	因負傷.....	「傷」
白痴ハ.....	「痴」		

阿片煙吸食

二 二種類以上ノ不具者ニ在リテハ各其ノ種類及原因ヲ記入スヘシ
○阿片煙吸食

一 本項ハ支那人ニシテ阿片煙吸食ノ常習アル者ニ限リ「阿」ト記入スヘシ

民籍又ハ國籍

○民籍又ハ國籍

一 日本人ハ内地人ニ在リテハ本籍ノ道府縣名、植民地人ニ在リテハ朝鮮、臺灣、樺太ノ別ヲ記入スヘシ

二 支那人ハ在籍ノ省名ヲ記入スヘシ但シ民政署、警務署管内ノ常住者ハ何等記入ヲ要セス

三 外國人ハ在籍ノ國名ヲ記入スヘシ

生
出
地

○出生地

- 一 日本ニテ出生シタル者ハ出生地ノ道府縣名又ハ朝鮮、臺灣、樺太ノ別ニ記入スヘシ
- 二 支那ニテ出生シタル者ハ出生地カ民政署、警務署管内ナレハ其ノ署名、其ノ他ノ地ナレハ省名ヲ記入スヘシ

三 外國ニテ出生シタル者ハ出生地ノ國名ヲ記入スヘシ

四 航海中ニ出生シタル者ハ海洋名ヲ記入スヘシ

來
住
ノ
年

○來住ノ年

- 一 本項ハ南滿洲ノ常住者タル日本人（朝鮮人、臺灣人、樺太人ヲ含ム）ニ限り居住ノ目的ヲ以テ始メテ南滿洲ニ來リタル年號年次ヲ記入スヘシ

常
住
地

○常住地

- 一 本項ハ一時現在者ニ限り其ノ常住地名ヲ「出生地」ノ記入方ニ準シ記入スヘシ
- 二 本項ハ本調査ノ際ニ限り記入スヘシ

行
先
地

○行先地

- 一 本項ハ常住者ニシテ一時不在ノ者ニ限り其ノ行先地名ヲ「出生地」ノ記入方ニ準シ記入スヘシ
- 二 本項ハ本調査ノ際ニ限り記入スヘシ

記
入
心
得

四一

1433

○臨時戸口調査世帯票検査手続

(大正九年七月八日
關東廳訓令第四十六號)

一般ノ心得

第一 一般ノ検査

- 一 世帯票検査ノ際ハ常ニ左ノ點ニ注意スヘシ
 - (イ) 甚シク汚損シタルモノアラサルヤ
 - (ロ) 字體不正確ニシテ疑ヲ生スヘキモノ若ハ甚シキ略字ヲ以テ記入シタルモノアラサルヤ
 - (ハ) 世帯票氏名欄ノ「氏」及本業欄ノ「業名」及「地位」以外ニ「同」ノ字ヲ用キタルモノアラサルヤ

- 二 世帯票ノ各事項ヲ検査シタルトキハ検査済ノ證トシテ欄外、欄内トモ各欄ノ上部ニ鉛筆ヲ以テ「レ」印ヲ附スヘシ但シ對照検査ノ場合ニ於テハ主タル事項ノミニ之ヲ附シ關係事項ニハ附スルヲ要セス
- 三 世帯票検査ノ際重複、脱漏若ハ誤謬等ヲ發見シタルトキハ其ノ旨ヲ附箋シ調査委員ヲシテ之ヲ訂正セシムヘシ

第二 欄外ノ検査

○署名、監督區番號、調査區番號

欄外ノ検査
署名、監督區
番號、調査區
番號

世帯ノ所在地

○世帯ノ所在地

一 本欄ハ一調査區ヲ通シテ各世帯票トモ同一ノ異名及番號ヲ記入シアルヤ否ヤヲ検査スヘシ

一 本欄ニ會(市)名、屯村名、字名、町名(丁目)又ハ港灣名、河川名等ノ記入漏ノモノナキヤ否ヤヲ検査スヘシ

世帯番號

○世帯番號

一 本欄ハ世帯番號簿ノ番號及世帯主等ノ氏名ト對照検査スヘシ

二 本欄番號ノ下ニ「乙」ト記入セルモノニシテ「準世帯ノ種類及名稱」欄ニ「旅店何屋」又ハ「汽船何丸」等ノ記入ナキモノアラサルヤ否ヤヲ検査スヘシ

住家ノ種類

○住家ノ種類

一 本欄ニ「船舶」トアリ且準世帯ノ種類及名稱欄ニ「客船何丸」等ト記入セルモノニシテ欄内

第二欄ニ船長、船員、船客等ノ記入ナキモノアラサルヤ否ヤヲ検査スヘシ

準世帯ノ種類及名稱

○準世帯ノ種類及名稱

一 本欄ニ「旅店何屋」ト記入シアリテ欄内第二欄ニ「旅客」ノ記入ナキモノアラサルヤ否ヤヲ

検査スヘシ

検査手續

四三

1435

検査手續

四四

人員合計

○人員合計

一 本欄ノ人員ハ之ヲ欄内第十六欄、第十九欄及第二十欄ト對照シ符合スルヤ否ヤヲ検査ス

ヘシ

年月日及調査委員

○年月日及調査委員

一 本項ハ本調査執行ノ日附及調査委員ノ捺印アルヤ否ヤヲ検査スヘシ

欄内ノ検査

第三 欄内ノ検査

氏名

第一欄 氏名

一 本欄ニ「名ツケス」トアルモノニシテ第四欄ニ出生後多クノ日數ヲ經過セルモノアラサル

ヤ

世帯ニ於ケル地位

第二欄 世帯ニ於ケル地位

一 本欄ニハ普通世帯ニ在リテハ「世帯主」「妻」「祖父」「祖母」「父」「母」「長男」「長男ノ妻」等ト世帯主ニ對スル續柄又準出帯ニ在リテハ「舍監」「寄宿生」「下宿人」「旅客」等ト世帯トノ關係ヲ知ルニ適當ナル地位ヲ記入シアリヤ

二 本欄ニ「旅客」「來客」等一現在者タル地位ヲ記入シアルモノニシテ第十九欄ニ常住地ヲ記

入セサルモノアラサルヤ

男女ノ別

第三欄 男女ノ別

- 一 本欄ニ「男」トアリテ第二欄ニ「母」「妻」「祖母」「長女」等ト記入シ又本欄ニ「女」トアリテ第二欄ニ「父」「祖父」「長男」「婿」等ト記入シアルモノアラサルヤ
- 二 本欄ニ「男」トアリ第八欄ニ「扶」トアリテ第九欄ニ「藝妓」「娼妓」等女性ノ職業名ヲ記入シ又本欄ニ「女」トアリ第八欄ニ「扶」トアリテ第六欄又ハ第九欄ニ「車夫」「馬丁」等男性ノ職業名ヲ記入シアルモノアラサルヤ

出生ノ年月日

第四欄 出生ノ年月日

- 一 本欄ノ年號年次ニ慶應五年、明治四十五年九月等ノ如キ誤記アラサルヤ(和漢洋年表對照表參看)
- 二 本欄ノ年月日ニ依レハ未タ幼兒ナルニ第六欄又ハ第九欄ニ相當ノ年齢ヲ要スル「醫師」「辯護士」等ノ職業名ヲ記入シアリテ第八欄ニ「扶」ト記入シアルモノアラサルヤ

配偶ノ關係

第五欄 配偶ノ關係

- 一 本欄ニ「未」トアリテ第二欄ニ「妻」又ハ「婿」等ト記入シアルモノアラサルヤ
- 二 本欄ニ「有」「死」又ハ「離」トアリテ第四欄ノ年齢カ幼兒ナルモノアラサルヤ

本業ノ業名

第六欄 本業ノ業名

- 一 本欄ノ職業名カ職業分類表ノ細節ニ示ス程度迄詳細ニ記入シアリヤ

檢査手續

四五

1437

検査手続

四六

二 本欄ニ農作、野菜作等記入セルモノニシテ自作、小作又ハ自作兼小作ノ區別ヲ記入シナキモノアラサルヤ

三 本欄ニ土地、家屋、有價證券ノ收入等準職業名ヲ記入シアルモノニシテ第七欄ニ地位ヲ記入シアルモノアラサルヤ

第七欄 本業ノ地位

一 本欄ニハ「店主」「支店長」「支配人」「番頭」「小僧」「職工」「業主」「使フ家族」「使フ雇人」「手助家族」「雇人」等ト明ニ其ノ地位ヲ記入シアリヤ

第八欄 扶養關係

一 本欄ニ斜線ヲ畫シタルモノニシテ第九欄及第十欄ニ業名地位ヲ記入シアルモノアラサルヤ

第九欄 副業ノ業名

一 本欄ハ第六欄ニ準シテ検査スヘシ

第九欄 兵役、兵種及階級

一 本欄ニ兵役、兵種及階級ヲ記入シアルモノニシテ第十六欄ニ道府縣名以外ノ地名ヲ記入シアルモノアラサルヤ

1438

副業ノ地位	讀ミ書キノ程度	日本語又ハ支那語ヲ解スル程度	不具ノ種類
二 本欄ニ兵役、兵種及階級ヲ記入シアルモノニシテ第六欄及第七欄ニ陸海軍軍人タル官職及地位ヲ記入セルモノアラサルヤ	第十欄 副業ノ地位 一 本欄ハ第七欄ニ準シテ検査スヘシ	第十一欄 讀ミ書キノ程度 一 本欄ニ「能」ト記入シアリテ第四欄ニ七歳以下ノ年齢ナルモノアラサルヤ 二 本欄ニ「能」ト記入シアリテ第十三欄ニ讀ミ書キノ能ハサル不具者アラサルヤ	第十二欄 日本語又ハ支那語ヲ解スル程度 一 本欄ニ「日」又ハ「日支」ト記入シアリテ第十六欄ニ日本人ナルモノ、又本欄ニ「支」又ハ「日支」ト記入シアリテ第十六欄ニ臺灣人又ハ支那人ナルモノアラサルヤ 二 本欄ニ「日」支「又ハ「日支」ト記入シアルモノニシテ第四欄ノ年齢カ發音時期ニ達セサル幼兒ナルモノアラサルヤ
第十三欄 不具ノ種類 一 本欄ニ盲、聾啞等トアリ第八欄ニ「扶」トアルモノニシテ第六、第七、第九及第十欄ノ業名及地位カ盲、聾啞等ニ適當ナラサルモノアラサルヤ			

検査手續

検査手続

四八

不具ノ原因

第十四欄 不具ノ原因

阿片煙吸食

第十五欄 阿片煙吸食

民籍又ハ國籍

第十六欄 民籍又ハ國籍

出生地

第十七欄 出生地

來住ノ年

第十八欄 來住ノ年

二 本欄ニ豐隆、瘋癲、白痴トアルモノニシテ第十二欄ニ「日」支「又ハ」日支「ト記入シアルモノアラサルヤ

一 本欄ニ「原因」ノ記入シアルモノニシテ第十三欄ニ「種類」ノ記入シナキモノアラサルヤ

一 本欄ニ「阿」トアリテ第十六欄ニ日本又ハ外國ノ地名ヲ記入シアルモノアラサルヤ

一 本欄ニ何等記入ナキモノニシテ第十九欄ニ省名ヲ記入シアルモノアラサルヤ

二 本欄ニ省名ノ記入シアルモノニシテ第十九欄ニ民政署又ハ警務署名ヲ記入シアルモノアラサルヤ

一 本欄ニ地名ノ記入シナキモノアラサルヤ

一 本欄ニ年號年次ノ記入シアルモノニシテ第十六欄ニ道府縣名、朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ

地名ヲ記入セルモノアラサルヤ

常住地

行先地

第十九欄

常住地

- 二 本欄ニ年號年次ノ記入シアルモノニシテ第十七欄ニ民政署又ハ警務署名ヲ記入セルモノアラサルヤ
- 三 本欄ノ年號年次カ第四欄ノ年號年次以前ナルモノアラサルヤ

- 一 本欄ニ道府縣名、朝鮮、臺灣又ハ樺太ト記入シアリテ第十八欄ニ「年號年次」ノ記入シアルモノアラサルヤ

第二十欄

行先地

- 一 本欄ニ地名ノ記入シアルモノニシテ第二欄ニ「來客」「旅客」等一時の現在者タル地位ヲ記入シアルモノアラサルヤ

検査手續

四九

1441

○臨時戸口調査監督委員心得

(大正九年七月八日
關東廳訓令第四十四號)

- 第一條 監督委員ハ委員長ノ指揮監督ヲ承ケ調査委員ヲ指揮監督シ調査ノ正確完備ヲ期スヘシ
- 第二條 監督委員ハ臨時戸口調査ニ關スル諸規程ノ趣旨ヲ曉得シ調査委員ノ質義ニ對シテハ速ニ解答ヲ與ヘ事務ノ凝滯ナカラシムヘシ
- 第三條 監督委員ハ豫メ調査委員ヲシテ實務上ノ手順方法等ヲ研究セシメ必要アルトキハ實地ニ就キ之ヲ指導シ事務ノ敏活ヲ期スヘシ
- 第四條 監督委員ハ關東廳臨時戸口調査令第十一條ノ規定ニ違背ナキ様注意スルヲ要ス
- 第五條 監督委員ハ關東廳臨時戸口調査令第十二條及第十三條ニ該當スル者アリタルトキハ直ニ委員長ニ報告スヘシ

○臨時戸口調査調査委員心得

(大正九年七月八日
關東廳訓令第四十五號)

第一條 調査委員ハ委員長又ハ監督委員ノ指揮監督ヲ承ケ誠實ヲ旨トシ敏活ニ事務ヲ處理スヘシ

第二條 調査委員世帯ニ就キ調査執行ノ際ハ關東廳臨時戸口調査令第六條ニ依リ必ス徽章ヲ佩用スヘシ

第三條 調査委員ハ臨時戸口調査ニ關スル諸規程ノ趣旨ヲ曉得シ實地調査ノ際ハ臨時戸口調査例規篇ヲ携帶スヘシ

第四條 調査委員戸別帳及世帯票ヲ記入スルニ當リテハ戸別帳及世帯票記入心得ニ據ルノ外別ニ煩ツ所ノ世帯票記載例ヲ參照スヘシ

第五條 調査委員ハ職務ヲ執行スルニ當リテハ懇篤ヲ旨トシ倨傲不遜ノ言行アルヘカラス

第六條 調査委員ハ關東廳臨時戸口調査令第十條及第十一條ノ規定ニ違背ナキ様注意スルヲ要ス

第七條 調査委員ハ調査ノ期間ヲ誤リ又ハ書類提出ノ期日ヲ遲滯セサル様注意スヘシ

第八條 調査委員ハ世帯票其ノ他用紙ノ濫費ヲ慎ムヘシ

調査委員心得

第九條 調査委員ハ疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲職務ヲ執行シ難キ場合ハ其ノ旨直ニ監督

委員ヲ經テ委員長ニ届出ツヘシ

第十條 調査委員ハ天災事變等ノ爲關東廳臨時戸口調査令第四條第一項ノ期間ニ調査ヲ執行スルコト能ハサルトキハ直ニ其ノ狀況ヲ監督委員ヲ經テ委員長ニ報告シ指揮ヲ承クヘシ

第十一條 調査委員ハ關東廳臨時戸口調査令第十二條及第十三條ニ該當スル者アリタルトキハ直ニ監督委員ニ報告スヘシ

附 録

國勢調査ニ關スル法律 (明治三十五年法律第四十九號)
(改正三十八年第十三號)

第一條 國勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝國版圖内ニ施行ス

第二條 國勢調査ノ範圍方法及經費ノ國庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一回國勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

關東都督府臨時戸口調査部職制 (大正七年十二月七日關
東都督府令第四十一號)

第一條 關東都督府ニ臨時戸口調査部ヲ置キ臨時戸口調査ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス

第二條 臨時戸口調査部ニ左ノ職員ヲ置ク

部 長

副 部 長

主 事

主 事 補

二 人

二 人

五 人

書記

三人

集計員

若干

集計補助員

若干

第三條 部長ハ關東都督府民政長官ヲ以テ之ニ充ツ部務ヲ總理シ部員ヲ指揮監督ス

第四條 副部長ハ關東都督府高等官中ヨリ之ヲ命ス部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務

ヲ代理ス

第五條 主事ハ上司ノ命ヲ承ケ部務ヲ分掌ス

第六條 主事補、書記、集計員及集計補助員ハ上司ノ命ヲ承ケ部務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時戸口調査部處務規程

(大正七年十二月十一日
關東廳訓令第六十七號)

第一條 臨時戸口調査部ニ調査課及庶務課ヲ置ク課ニ課長ヲ置キ主事ヲ以テ充ツ

第二條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 調査ノ計畫ニ關スル事項

二 調査ノ訓練ニ關スル事項

三 調査ノ監督ニ關スル事項

四 調査材料ノ検査ニ關スル事項

五 統計表ノ調製ニ關スル事項

六 結果ノ論究、記述ニ關スル事項

第三條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 文書ノ發受及保管ニ關スル事項

二 官印ノ管守ニ關スル事項

三 人事ニ關スル事項

四 會計及調度ニ關スル事項

五 宿直及廳中取締ニ關スル事項

六 調査課ノ主掌ニ屬セサル事項

第四條 臨時戸口調査部長ハ左ノ事項ヲ決行スルコトヲ得

一 職員ニ事務ノ一部ヲ委任スルコト

二 職員ノ服務ヲ命スルコト

三 職員ノ州内出張ヲ命スルコト

四 職員ノ請假及旅行ヲ許可スルコト

五 職員ノ除服出仕ヲ命スルコト

六 傭人ノ傭罷及賞罰ヲ行フコト

七 前各號ノ外輕易ノ事項

前項第一號乃至第五號ノ事項ハ決行ノ後之ヲ都督ニ報告スヘシ

第五條 臨時戸口調査部長ハ主管事務ニ關シ部長名又ハ部名ヲ以テ文書ヲ往復スルコトヲ得

第六條 本令ニ定ムルモノノ外事務處理ノ方法ハ官房民政部及警務部ノ例ニ依ル

關東廳臨時戸口調査評議員會規則

(大正八年十月二日
關東廳令第四十七號)

第一條 關東廳ニ臨時戸口調査評議員會ヲ置ク

評議員會ハ關東長官ノ諮問ニ依リ臨時戸口調査ニ關スル重要事項ヲ調査審議シ意見ヲ開申ス

第二條 臨時戸口調査評議員會ハ會長副會長各一人及評議員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ關東廳事務總長ヲ以テ之ニ充ツ副會長及評議員ハ關東廳職員其ノ他學識經驗ア

ル者ノ中ヨリ關東長官之ヲ命ス

四

第四條 會長ハ會務ヲ統理シ其ノ決議ヲ關東長官ニ具申ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル
トキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條 評議員會ニ幹事二人書記若干人ヲ置ク幹事及書記ハ臨時戸口調査部職員ノ中ヨリ關東
長官之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

1449